

令和6年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

令和7年9月26日

内閣府官民人材交流センター

1 官民人材交流センターの概要等

(1) 官民人材交流センターの設立、経緯

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第40条第2項及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の7第1項の規定により、平成20年12月31日に内閣府に特別の機関として設置され、以下の業務を実施している。

ア 職員（国家公務員法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）

の離職に際しての離職後の就職の援助（以下「再就職支援」という。）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

当初は、退職を勧奨された職員及び組織の改廃等による分限予定者（旧社会保険庁の廃止に伴い離職を余儀なくされることとなる職員）を対象とした再就職支援を直接行っていたが、平成21年9月29日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言を受け、このような直接の再就職支援の対象を組織の改廃等により離職せざるを得ない場合に限定することにした。

その後、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度が導入された。民間企業では早期退職募集を効果的に行うため、再就職支援会社を活用することが相当程度普及していたことから、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）を踏まえ、「民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施について」（平成25年8月26日内閣府官民人材交流センター長決定）を定め、平成25年10月から、早期退職募集に応じて退職する職員を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

平成26年に追加された国家公務員法第18条の6第2項の規定に基づき内閣総理大臣が定める「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成26年6月24日内閣総理大臣決定。以下「運営指針」という。）にも、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行うことが盛り込まれた。

また、人生100年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を、退職後に社会全体で活かしていくことは極めて有効であり、公正・透明な再就職の仕組みを構築することが必要とされることから、センターにおいて、企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する者の求職情報を収集し、相互に提供することで、自主的な求職活動を支援する仕組みを新たに構築するとして国家公務員制度担当大臣の閣議発言が平成30年8月3日にあり、運営指針が一部改正された。

これに基づき、「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の実施について」（平成30年12月12日内閣府官民人材交流センター長決定。以下「事業の実施について」という。）を定め、平成31年1月から求人・求職者情報提供事業の利用申込受付を開始、2月から情報の提供を行っている。ま

た、令和2年9月からは、利用者のための専用ウェブサイト（以下「官民ジョブサイト」という。）の運用を開始している。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の一部改正により、平成27年10月以降、一般定年等隊員（自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）についても、再就職支援の対象となっている。

(2) 現行の事務の内容

「運営指針」では、

ア 職員及び一般定年等隊員の再就職支援に関しては、

- ・ 離職後の就職を希望する職員及び一般定年等隊員（以下「再就職希望者」という。）並びに再就職希望者の採用を希望する求人者に関する情報を収集し、それぞれ求人者及び再就職希望者に提供する
- ・ 早期退職希望者の募集に応じて応募認定退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する
- ・ 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員に限り、国家公務員法第106条の2第1項に規定されている行為その他の再就職支援を直接行うことができる
- ・ 関係機関と連携して、職員及び一般定年等隊員の再就職活動に資する業務を行うことができる（ただし、国家公務員法第106条の2第1項に規定される行為は行わない）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関しては、

- ・ 府省等及び民間企業等に対する情報提供等を行う
- ・ 官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を行う

とされており、内閣人事局との連携を強化しつつ、これらの業務に取り組んでいる。

また、「運営指針」において、センターは、毎年度、内閣総理大臣に対して事務の運営の状況等について報告を行うとともに、これを公表するものとされており、本報告は、これに基づくものである。

2 事務の運営状況

(1) 職員及び一般定年等隊員の再就職支援に関する事務

運営指針の「1 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する指針」に基づき、以下の業務を実施した。

ア 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

求人・求職者情報提供事業による再就職支援は、「事業の実施について」に基づき、再就職希望者のうち、本事業を利用する45歳以上で公的年金支給開始年齢に達するまでの間の者（離職者については、離職後2か月以内にセンターに利用の申し込みをし、利用開始から1年を経過しない者。以下「利用求職者」という。）を対象として、「利用求職者の情報」及び「採用を

希望する求人者（企業・団体等）からの求人情報」を収集し、官民ジョブサイトを通じて相互に提供することにより、再就職規制を遵守した自主的な求職活動が行えるよう支援するものである。

(ア) 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

① 求人情報の登録件数

令和6年度における求人情報は1,166人分である。

② 求職者情報の登録件数

令和6年度における求職者情報は3,522人分である。

(イ) 再就職の情報の公表

求人・求職者情報提供事業による再就職については、「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領（平成30年12月19日内閣府官民人材交流副センター長決定）」に基づき、利用求職者が再就職した場合、その情報を公表することとしている。

令和6年度における公表の対象となる利用求職者は84人であった。詳細は別紙1のとおりである。

(ウ) 利用促進の実施状況

令和6年度における本事業の利用促進活動については、

① 求職者（国家公務員）の利用促進

- ・各府省の人事担当者に対する本事業の説明会を実施
- ・内閣人事局主催の各府省人事担当者を集めた会議等で、所属する職員の利用促進を依頼

- ・「再就職準備セミナー」において本事業について説明
- ・人事院主催のセミナーで資料を配布

② 求人者（企業・団体等）の利用促進

- ・本事業について効果的に利用促進を図るための広報資料を作成し、各経済団体や業界団体等を通じて傘下の加盟企業・団体等への本事業の利用促進の協力依頼を行うとともに、個別の事業主（企業・団体等）に対しても本事業の利用についての検討依頼

等を実施した。

(エ) 官民ジョブサイトのシステム更改に向けた取組

令和9年度末に想定している官民ジョブサイトのシステム更改に際し、利用者の利便性の向上や業務の効率化を図るため、業務手順の見直しやガバナメントクラウドへの移設に向けた検討を開始した。

イ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、応募認定退職をする職員及び一般定年等隊員に対して、センターが委託した民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）（※1）が、以下の取組を行うものである。

- ・キャリアコンサルティング
- ・応募書類作成支援、面接対策、応募支援
- ・求人情報の開拓・提供
- ・再就職先の紹介・マッチング
- ・各種再就職セミナーの開催
- ・定着支援（※2） 等

なお、支援実施期間は、3か月間、6か月間又は1年間である。

※1 令和5年度及び令和6年度の支援開始者への再就職支援については、ともに株式会社パソナに委託して実施した。

※2 支援対象者の再就職後、再就職先における仕事の悩みに対するアドバイス等を支援実施期間内において提供し、職場への定着を支援するもの。

(7) 支援会社による再就職支援の実施状況（※3）

令和6年度の実施人数は、令和5年度に支援を開始して令和6年度に支援期間が満了した者29人及び令和6年度に支援を開始した者55人である。

① 令和6年度に再就職した支援対象者

令和6年度に再就職支援により再就職した（※4）者は34人である。

内訳は、令和5年度支援開始者が16人、令和6年度支援開始者が18人となっている。

② 令和6年度の支援開始者

令和6年度の支援開始者55人のうち、13人については令和6年度に支援期間が満了し、42人については、令和7年度の支援期間満了まで支援を継続している。また、令和6年度の支援開始者で令和6年度に再就職した者18人のうち、7人については令和6年度に支援期間が満了しており、11人については令和7年度の支援期間の満了まで再就職後の定着支援を実施している。

※3 再就職支援の制度においては、支援開始から最大1年間の支援を行うものであり、令和5年度に再就職支援を開始した者のうち、令和6年度に支援期間が満了した者がいるため、令和5年度及び令和6年度の実施状況を合わせて報告している。

※4 「再就職支援により再就職した」とは、再就職先の紹介経緯や支援経過等を問わず、支援対象者が再就職支援を受けて、再就職先への再就職又は起業による再就職をしたことを指す。なお、令和5年度に再就職支援を開始した者のうち、支援実施期間の末日が令和6年度の10月以降の者について、同日から半年以内に再就職した場合を含む。

【令和6年度の実施状況（令和7年3月31日現在）】

（単位：人）

	令和6年度支援開始分					（参考）令和5年度支援開始分				
	令和6年度	令和6年度		令和7年度		令和5年度	令和6年度	再就職者数及び再就職率		
	支援開始者	支援期間	令和6年度	支援期間	令和6年度	支援開始者	支援期間	令和5年度	令和6年度	再就職率
		満了者	再就職者 (自営を含む)	満了者	再就職者 (自営を含む)		満了者	再就職者 (自営を含む)	再就職者 (自営を含む)	
3か月 コース	11	7	5	4	0	7	4	2	3	71.4%
6か月 コース	13	6	2	7	0	14	4	4	4	57.1%
1年 コース	31	0	0	31	11	21	21	8	9	81.0%
合計	55	13	7	42	11	42	29	14	16	71.4%

（注） 令和7年3月31日以前に、当初選択した支援コースを一定の条件のもと変更した者は、変更後のコースの人数に含まれる。

(イ) 実施状況の公表

支援会社を活用した再就職支援の実施状況については、「令和6年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領」（令和6年3月19日内閣府官民人材交流副センター長決定）及び「令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領」（令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定）において公表することとしており、令和6年度における再就職支援による再就職の状況の詳細は別紙2のとおりである。

(ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

令和6年度における支援会社を活用した再就職支援については、

- ①オンラインによる説明会を2日間開催し、各府省の人事担当者宛てに係資料の送付
- ②再就職支援について効果的に周知を図るための資料の作成及び各府省の人事担当者を通じた職員への配布
- ③下記エの「再就職準備セミナー」における再就職支援制度についての説明

等を実施した。

ウ 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員を対象としたセンターによる再就職支援の実施状況

平成 22 年度以降、国家公務員法第 78 条第 4 号又は自衛隊法第 42 条第 4 号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員又は一般定年等隊員（組織の改廃等による分限予定者）に対するセンターによる再就職支援は実施していない。

エ 職員の再就職活動に資する業務の実施状況

再就職に関心のある職員及び一般定年等隊員を対象に、民間企業等への再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等について講義を行い、民間企業等への再就職等について現実的なイメージを持たせることを目的とした「再就職準備セミナー」を平成 27 年度から実施している。

令和 6 年度においては、東京（2 回）及び大阪の 2 都市及びオンライン（2 回）にて計 5 回のセミナー開催を実施した。

【令和 6 年度再就職準備セミナー開催実績】

○会場での開催

開催地	開催日	受講者数
東京（第 1 回）	令和 6 年 10 月 9 日	62
東京（第 2 回）	令和 6 年 10 月 10 日	54
大阪	令和 6 年 11 月 25 日	37

○オンラインによる開催

開催名	開催（配信）期間	平均視聴者数※
オンライン（第 1 回）	令和 6 年 11 月 11 日～12 月 17 日	311.9
オンライン（第 2 回）	令和 7 年 1 月 14 日～2 月 20 日	155.6
計		467.5

※平均視聴者数は、オンライン配信した 16 動画の平均視聴数を記載。

(2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する事務

運営指針の「2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針」に基づき、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する周知・広報及び情報提供等を行うため、以下の業務を実施した。なお、求人・求職者情報提供事業にかかる周知についても併せて行っている。

ア 説明会及び意見交換会の開催を通じた情報提供及び広報・啓発活動

毎年、官民人事交流制度を周知し、府省と民間企業等の人事担当者との間で意見や情報を交換する「官民人事交流に関する説明会及び意見交換会（以下「説明会」という。）」を内閣人事局及び人事院との共催により開催し、具体的には、

- ・民間企業等に対する官民人事交流制度の説明
- ・官民人事交流の体験談の紹介
- ・各府省から官民人事交流の希望に関する P R

・府省と民間企業等との情報交換、意見交換（説明会時に開催）等を実施している。

令和6年度においては、会場を設置しての説明会を東京で開催するとともに、オンラインによる説明会を11月18日から12月17日までの1か月間開催した。説明会の開催に当たっては、経済団体を始めとする関係団体に協力を依頼したほか、全国約2,300の民間企業等に対して直接、開催案内状及びパンフレット等を送付することなどにより、民間企業等が官民人事交流制度に関心を持ち、説明会を視聴してもらえるよう、積極的に働きかけた。

説明会開催時に行ったアンケートにおいては、9割以上の民間企業等から今後、官民人事交流を「実施したい」又は「検討したい」との回答を得ることができた。

【令和6年度説明会開催実績】

○会場での開催

開催地	開催日	参加者数
東京	令和6年10月22日	46

○オンラインによる開催

開催名	開催（配信）期間	視聴者数※
オンライン説明会	令和6年11月18日～12月17日	51

※視聴者数は、オンライン配信した5動画の重複しない府省及び民間企業等の視聴者の人数を計上した。

イ 経済団体等に対する情報提供及び広報・啓発活動

令和6年度においては、説明会開催地以外の経済団体等に対して、各団体が発行する会報誌等に官民人事交流に関する説明会（オンライン開催）を周知するための記事掲載を依頼する等の周知を実施した。

このほか、官民人事交流制度の概要、制度の対象となる府省や民間企業等の範囲、交流の実績や具体的な手続きの流れ等を取りまとめたパンフレットを作成し、経済団体等に対する情報提供や説明会開催時の個別企業への送付などを実施した。

ウ その他の取組

官民人事交流に関する情報提供の一層の充実のため、センターのウェブサイト、説明会で紹介された官民人事交流の体験談やパンフレットの掲載等を行っている。

また、各府省及び人事院のウェブサイトリンクを設定し、任期付職員の見学採用情報など、国家公務員の採用に関する情報の提供を継続して行っている。

このほか、令和7年度パンフレット等への掲載のため、民間企業人事担当者へ取材を実施し情報収集を行った。

○ 求人・求職者情報提供事業による再就職の状況

(1)府省別一覧

府省名 \ 官職	本府省企画官 相当職以上	左記以外の者	合 計
金融庁	1	1	2
法務省		1	1
財務省	9	3	12
国税庁	4	9	13
厚生労働省	2	1	3
農林水産省	11	9	20
経済産業省	19	5	24
国土交通省	2	6	8
環境省	1		1
合 計	49	35	84

(注)「本府省企画官相当職以上」とは、離職前に職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第27条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の24に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職であったことがある者をいう。

(2) 本府省企画官相当職以上

氏名	離職時年齢	離職時官職		離職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
家根田 正美	60歳	金融庁	企画市場局総務課信用機構企画室長兼企画市場局総務課銀行法制管理官	R6.6.30	R6.7.16	一般社団法人日本資金決済業協会	審議役
明石 勝哉	56歳	財務省	近畿財務局総務部部付	R6.7.1	R6.7.2	一般社団法人大阪府信用組合協会	参与
谷上 弘	58歳	財務省	近畿財務局総務部次長	R6.7.1	R6.7.2	大和信用金庫	リスク統括部長
山口 清光	58歳	財務省	近畿財務局京都財務事務所長	R6.7.1	R6.7.2	尼崎信用金庫	執行役員監査部担当
小阪 好洋	61歳	財務省	大臣官房付	R6.7.1	R6.9.1	公益財団法人日本関税協会	知的財産情報センター事務局長
阪井 重雄	57歳	財務省	近畿財務局総務部部付	R6.7.1	R6.10.1	滋賀中央信用金庫	監査部長
佐藤 誠司	59歳	財務省	横浜税関本牧埠頭出張所長	R6.7.1	R6.10.1	公益財団法人日本関税協会	横浜支部事務局長
新屋敷 隆	59歳	財務省	九州財務局大分財務事務所長	R6.7.1	R6.10.1	鹿児島相互信用金庫	総務部顧問
高橋 智	59歳	財務省	関東財務局総務部部付	R6.7.1	R6.10.1	日本貸金業協会	審議役
水野 耕一	59歳	財務省	名古屋税関監視部長	R6.7.1	R6.10.1	公益財団法人日本関税協会	嘱託職員(名古屋支部事務局長)
飯田 隆一	59歳	国税庁	東京国税局課税第一部国税訟務官室長	R6.7.10	R6.7.11	税理士法人チェスター	審査部スタッフ
本塚 浩二	60歳	国税庁	金沢国税局金沢税務署長	R6.7.10	R6.9.24	辻・本郷税理士法人	所属税理士
漢 昭弘	61歳	国税庁	東京国税局課税第二部長	R6.7.10	R6.8.22	かがやき税理士法人	社員税理士
矢澤 昇	60歳	国税庁	名古屋国税局豊田税務署長	R6.7.10	R6.9.24	税理士法人小島税理士オフィス	社員税理士
浦橋 武	60歳	厚生労働省	中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室労働専門職(茨城労働局総務部長)	R6.3.31	R6.4.1	林業・木材製造業労働災害防止協会	会計課長
立原 新	60歳	厚生労働省	労働基準局安全衛生部労働衛生課治療と仕事の両立支援室長	R6.3.31	R6.6.1	一般財団法人労災サポートセンター	本部事業部次長
中西 誠	59歳	農林水産省	林野庁林政部部付	R6.3.31	R6.5.1	一般社団法人林業機械化協会	総括技術調査役
福嶋 真史	60歳	農林水産省	九州森林管理局宮崎南部森林管理署長	R6.3.31	R6.5.1	林業・木材製造業労働災害防止協会	嘱託職員(安全管理士)
森本 和則	60歳	農林水産省	北海道森林管理局留萌南部森林管理署長	R6.3.31	R6.6.1	アサヒコンサルタント株式会社	札幌支店参与
大竹 武司	60歳	農林水産省	林野庁林政部林政課管理官	R6.3.31	R6.7.1	一般財団法人日本森林林業振興会	東京支部長
岡田 靖志	60歳	農林水産省	北海道森林管理局留萌北部森林管理署長	R6.3.31	R6.7.1	一般財団法人日本森林林業振興会	札幌支部函館支所主幹
梶岡 雅人	60歳	農林水産省	北海道森林管理局根釧西部森林管理署長	R6.3.31	R6.7.1	一般財団法人日本森林林業振興会	札幌支部帯広支所長
片山 宏文	60歳	農林水産省	近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長	R6.3.31	R6.7.1	一般財団法人日本森林林業振興会	大阪支部森林調査部長
東海林 見	60歳	農林水産省	東北森林管理局岩手北部森林管理署長	R6.3.31	R6.7.1	一般財団法人日本森林林業振興会	青森支部総務部長代理(主席)
高橋 東	60歳	農林水産省	中部森林管理局次長	R6.3.31	R6.7.1	一般財団法人日本森林林業振興会	前橋支部長
犬塚 昌良	60歳	農林水産省	関東農政局統計部長	R5.3.31	R6.9.1	一般社団法人外国人食品産業技能評価機構	外国人支援担当マネージャー

氏名	離職時年齢	離職時官職		離職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
北浦 眞吾	60歳	農林水産省	林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官 兼 林野庁国有林野部業務課付(北海道森林管理局計画保全部調査官)	R6.12.6	R6.12.7	日本林道協会	企画部長
中牟田 晃	60歳	経済産業省	九州経済産業局産業部長	R5.3.31	R6.4.1	国立大学法人九州工業大学	イノベーション本部産学イノベーションセンター長
原田 敏行	60歳	経済産業省	近畿経済産業局産業部長	R5.3.31	R6.4.1	高圧ガス保安協会	近畿支部事務局長
三好 正彦	60歳	経済産業省	四国経済産業局資源エネルギー環境部電源開発調整官	R6.3.31	R6.6.1	一般財団法人四国産業・技術振興センター	執行役(契約職員)
猪瀬 隆広	54歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第33部門)	R6.4.1	R6.6.3	弁理士法人鷲田国際特許事務所	弁理士
五十嵐 努	55歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第30部門)	R6.4.1	R6.6.17	正林国際特許商標事務所	弁理士
中川 浩之	60歳	経済産業省	中部経済産業局産業部長	R6.3.31	R6.7.1	高圧ガス保安協会	中部支部事務局長
中村 裕子	59歳	経済産業省	特許庁審査業務部審査業務課登録室長	R6.4.1	R6.7.1	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務センター調整部次長
藤原 直欣	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第14部門長)	R6.4.1	R6.7.1	一般財団法人工業所有権協力センター	主幹(調査業務指導者)
森山 啓	59歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第36部門長) 併任 審判部訟務室長	R6.4.1	R6.7.1	弁理士法人第一国際特許事務所	弁理士
中村 則夫	59歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第11部門長)	R6.7.1	R6.8.1	弁理士法人第一国際特許事務所	弁理士
日比野 隆治	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第17部門長)	R6.7.1	R6.8.19	株式会社AIRI	主査
石井 哲	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第2部門長)	R6.7.1	R6.9.1	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者
内藤 真徳	59歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第15部門)	R6.7.1	R6.9.10	国立大学法人東北大学	東北大学産学連携機構知的財産部特任准教授(運営)
瀧内 健夫	59歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第29部門長)	R6.7.1	R6.10.1	TMI総合法律事務所	弁理士
榎本 吉孝	58歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(上席・第2部門長)	R6.10.1	R6.11.1	ピラミデ国際特許事務所	パートナー弁理士
播磨 良悦	60歳	経済産業省	特許庁総務部総務課情報技術統括室知的財産情報分析官(システム担当)(特許庁審査業務部審査業務課登録室長)	R6.10.1	R7.1.1	一般財団法人ソフトウェア情報センター	特許・技術情報センター管理部部長代理
樋口 宗彦	59歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第4部門)	R6.12.31	R7.1.1	弁理士法人山王内外特許事務所	弁理士
北代 真一	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第34部門)	R6.10.1	R7.1.6	弁理士法人ITOHO	弁理士
福井 悟	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長(第25部門長)	R7.1.1	R7.1.16	すばる特許事務所	弁理士
祖父江 公昭	60歳	国土交通省	東京航空局新千歳空港事務所総務部長	R6.4.1	R6.7.1	一般財団法人空港振興・環境整備支援機構	高知事務所長
武森 範之	60歳	国土交通省	東京航空局成田空港事務所総務部長	R6.4.1	R6.7.1	一般財団法人空港振興・環境整備支援機構	駐車場事業部部長代理
田村 省二	58歳	環境省	東北地方環境事務所長	R6.7.1	R6.10.1	アジア航測株式会社	執行役員 兼 国土保全コンサルタント事業部総括技師長

(3) (2)以外の者

離職時所属部局等		再就職先
金融庁	総合政策局	岡安商事株式会社
法務省	岩国刑務所	公益財団法人書壇院
財務省	九州財務局	伊達信用金庫
財務省	北海道財務局	釧路信用金庫本部
財務省	横浜税関	株式会社オフィスロビン
国税庁	大阪国税局	辻・本郷 税理士法人
国税庁	大阪国税局	株式会社のぞみ経営パートナーズ
国税庁	東京国税局	税理士法人木下会計
国税庁	東京国税局	税理士法人 YS東京中央会計
国税庁	名古屋国税局	SMC税理士法人
国税庁	名古屋国税局	税理士法人杉浦経営会計事務所
国税庁	東京国税局	ベンチャーサポート税理士法人
国税庁	東京国税局	ベンチャーサポート相続税理士法人
国税庁	東京国税局	税理士法人バックオフィス・パートナーズ
厚生労働省	宮崎労働局	一般社団法人日本クレーン協会
農林水産省	関東森林管理局	日本林業土木株式会社
農林水産省	東北森林管理局	日本林業土木株式会社
農林水産省	九州森林管理局	株式会社ARIAKE本社
農林水産省	関東農政局	公益財団法人東京都中小企業振興公社
農林水産省	関東森林管理局	新電力開発株式会社
農林水産省	北海道森林管理局	公益社団法人国土緑化推進機構
農林水産省	中部森林管理局	日本林業土木株式会社
農林水産省	関東森林管理局	一般財団法人日本木材総合情報センター
農林水産省	消費安全技術センター	公益財団法人東京都公園協会
経済産業省	特許庁	国立大学法人北海道国立大学機構
経済産業省	北海道経済産業局	一般財団法人北海道電気保安協会
経済産業省	特許庁	株式会社AIRI本社
経済産業省	特許庁	一般財団法人工業所有権協力センター
経済産業省	特許庁	TMI総合法律事務所
国土交通省	関東地方整備局	株式会社四門
国土交通省	関東地方整備局	河本工業株式会社
国土交通省	関東地方整備局	公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会
国土交通省	大阪航空局	一般財団法人空港振興・環境整備支援機構
国土交通省	東京航空交通管制部	一般財団法人空港振興・環境整備支援機構
国土交通省	海事局	公益財団法人全国里親会

○ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援による再就職の状況

(1) 府省別一覧

府省名 \ 官職	本府省企画官 相当職以上	左記以外の者	合 計
法務省	—	3	3
財務省	—	1	1
厚生労働省	4	1	5
農林水産省	1	9	10
経済産業省	1	—	1
国土交通省	3	8	11
防衛省	1	2	3
合 計	10	24	34

(注)「本府省企画官相当職以上」とは、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第27条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の24に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職をいう。

(2) 本府省企画官相当職以上

氏名	退職時年齢	退職時官職	在職中における求職開始日	退職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
大田 成昭	59歳	厚生労働省 関東信越厚生局総務管理官	-	令和6年3月31日	令和6年7月1日	東日本電線工業健康保険組合	事務長
服部 浩樹	59歳	厚生労働省 年金局事業企画課会計室長	-	令和6年3月31日	令和6年7月1日	管工業健康保険組合	事務局長
桑山 順一	58歳	厚生労働省 大臣官房付	-	令和6年3月31日	令和6年7月1日	出版企業年金基金	事務長
河野 典厚	59歳	厚生労働省 大臣官房付	-	令和6年7月5日	令和6年10月7日	日本ジェネリック製薬協会	専務理事
今井 浩人	60歳	農林水産省 水産庁資源管理部漁業取締課外国漁船対策室長	-	令和6年3月31日	令和6年10月1日	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	バイオ・材料部専門調査員
菊地 則義	58歳	経済産業省 特許庁審判部審判長(第21部門長)	-	令和6年7月1日	令和7年2月1日	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構特任教授
小山 寛	58歳	国土交通省 北海道局付	-	令和5年4月1日	令和6年4月19日	株式会社リソー教育	非常勤講師
高桑 昌明	57歳	国土交通省 北海道局付	-	令和6年4月1日	令和6年7月3日	株式会社東海リアランス	一般職
久内 伸夫	59歳	国土交通省 近畿地方整備局広報広聴対策官	-	令和6年4月1日	令和6年7月1日	一般財団法人日本建設情報総合センター	近畿地方センター長
梶川 健一	52歳	防衛省 防衛装備庁調達管理部企業調査官付品質管理企画室長	-	令和6年3月31日	令和6年9月1日	株式会社ティーファスパートナーズ	事務職

(3) (2)以外の者

退職時所属部局等		再就職先
法務省	大阪法務局	兵庫県播磨町役場
法務省	奈良地方法務局	株式会社日経サービス（天理よろづ相談所病院）
法務省	岐阜刑務所	川崎重工業株式会社
財務省	四国財務局	四国旅客鉄道株式会社
厚生労働省	医政局	医療法人協和会
農林水産省	大臣官房	一般社団法人日本植木協会
農林水産省	東海農政局	株式会社帝国データバンクビジネスサービス
農林水産省	農林水産政策研究所	介護老人保健施設サンライフ奈良
農林水産省	九州農政局	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 合志
農林水産省	九州農政局	有限会社山荘天水
農林水産省	近畿農政局	株式会社ベネッセスタイルケア
農林水産省	九州農政局	株式会社ダックス
農林水産省	大臣官房	株式会社エージェント
農林水産省	近畿農政局	曾爾村森林組合
国土交通省	航空保安大学校	学校法人常翔学園
国土交通省	近畿地方整備局	株式会社ポルテック
国土交通省	海事局付	公益財団法人 全国里親会
国土交通省	中部地方整備局	静岡県社会保険労務士会
国土交通省	北海道開発局	株式会社東京リーガルマインド
国土交通省	大阪航空局	ウエノ・コーポレーション
国土交通省	中部地方整備局	株式会社創信
国土交通省	札幌航空交通管制部	ヤマダ社会保険労務士事務所
防衛省	防衛大学校	行政書士事務所
防衛省	自衛隊三重地方協力本部	中部自動車共済協同組合三重サービスセンター